

元暦年間の公武関係と大江広元

—九条家本『日王苑寺十二箇条起請』紙背文書等を中心に—

大澤 泉（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

はじめに

『吾妻鏡』貞永元年（一一三二）の記述に、次のような一文がある。¹⁾

故入道前大膳大夫広元朝臣存生之時、執行幕府巨細之間、寿永元暦以来、自京都到来重書并関東人之款状、洛中及南都北嶺以下、自武家沙汰事記録、文治以後領家地頭所務条々式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等文書、随公要、依賦渡右筆輩方、散在所処、武州聞此事、令季氏・淨円・円全等尋聚之、整目錄、被送左衛門大夫云々、

大江広元が生前に所持していた文書類は、嘉禄元年（一二二五）に広元が死去した後、方々に散在してしまった。それを北条泰時が集めさせて、広元の孫長井泰秀に渡したという。散在した文書類の中には、京都から鎌倉に到来した寿永・元暦以来の重書をはじめ、文治以後の領家地頭の所務の条々式目など、数多くの幕府根本の文書類が含まれていた。これらの一覧を見れば、広元が草創期の鎌倉幕府において、如何なる役割を果たしたかが想像できよう。

大江広元は京から源頼朝の元へ下り、頼朝の右筆として活動した。また公文所・政所の別当としても活躍し、頼朝の死後は北条氏と協調して將軍を支え、幕府政治の一端を担った。その過程で集積されたのが先の文書類である。広元が吏僚として鎌倉幕府の創建に大きな役割を果たしたことは周知の事実であり、それ故に研究の蓄積も厚い。²⁾ また東京大学史料編纂所所蔵『和歌真字序集』（扶桑古文集）の紙背文書に含まれる大江広元宛の書状等が紹介されたことで、

広元をめぐるネットワークや京都での活動が明らかとなりつつある。³⁾

さて、二〇二〇年刊行の宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集中右記部類外』（以下『叢刊』とする）に掲載された『日王苑寺十二箇条起請』の紙背文書には、元暦二年（一一八五）のものと比定される大江広元の書状三通が含まれている。『叢刊』の解題で示されている通り、元暦二年はまさに壇ノ浦の合戦後の時期と符号する。よって治承寿永の内乱前後の公武関係を検討する上で有用な史料と認められる。

当該期の公武関係は幕府成立史の観点から重視され、多様な研究が積み重ねられてきた。それらは「幕府とは何か」という問いに答えようとする中で蓄積されたものであり、ここで纏めることは到底叶わない。本論では、これらの研究史の中でも、特に公武関係の段階性を明かにする諸研究に学び、⁴⁾ 変遷の一端を明らかにしようとするものである。また近年「朝廷・鎌倉を横断する複数の政治勢力」の存在が注目されており、⁵⁾ 新たな視点から幕府の成立期を見直そうとする試みも進められている。⁶⁾ そのような公武関係の諸勢力を、実務レベルで仲介したのが、大江広元のような京都との関係を有する吏僚たちであったと考えられる。⁷⁾ 「朝廷・鎌倉を横断する複数の政治勢力」が相互関係を保持し、有機的な政治を実現するためには、その媒体となる広元のような存在が重視されたであろうことは想像に難くない。

よって本論では、新たに見いだされた九条家本『日王苑寺十二箇条起請』の紙背文書を検討することで、大江広元が公武関係の中で担った役割や、広元を取り巻くネットワークの存在を明らかにし、当該期の朝廷と鎌倉の関係が構築されていく過程に、その存在を位置付けたい。

※なお、広元が中原から大江に改姓したのは建保四年（一一二六）であり、それ以前は中原広元と表記すべきであるが、本稿内では便宜上、大江広元で統一した。

1、九条家本『日王苑寺十二箇条起請』の紙背文書

宮内庁書陵部所蔵の九条家本『日王苑寺十二箇条起請』(函架番号九―三七)は、墨付き九紙に表紙一紙および巻末の一紙を含めた計十一紙を継いだ、卷子本である。表は宮内庁書陵部編『函書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』に、紙背文書は『函書寮叢刊 九条家本紙背文書集 中右記部類外』に翻刻及び解題が掲載されている。⁽⁸⁾これによると、『日王苑寺十二箇条起請』は二十五三昧式を実施するための十二箇条の規定を示したもので、日王苑寺で行われた法会の記載であるが、日王苑寺がいかなる寺院であったかは不明であるという。⁽⁹⁾奥には「文治二年 八月十七日書了」とあることから、表の書写年代は文治二年(一一八六)と推測されるが、これについては紙背文書との関係をふまえる必要があるであろう。

『叢刊』の解題が指摘するのは、以下の点である。

- ・三通の大江広元自筆書状が含まれていること。
- ・宛所としてみえる「中民部大夫」が中原知義の可能性があること。
- ・大江広元の書状類は元暦二年(一一八五)四月ごろのものとして推測されること。

大江広元の書状が元暦二年に比定できるとするならば、壇ノ浦の合戦直後の時期にあたり、鎌倉と朝廷の公武交渉の一面を示す重要な資料と成りうるだろう。また大江広元書状以外の文書や宛所の中原知義の立場を検討することによって、大江広元が持つ人脈についても新たな側面が見えてくると考えられる。

下の表は計七通の紙背文書の全容を示したものである。すでに指摘されている点も含めて、ここで改めて各史料の基本事項を検討していきたい。

まず始めに、大江広元書状についてである。「廣元」の差出署名をもつ書状は、第一紙至第二紙裏の四月二十一日付の書状一通と、第四紙裏の四月二十八

日付の書状一通である。⁽¹¹⁾これらに記される「廣元」の署名や本文の筆致と、先行研究で自筆とされている文治二年二月十五日付の「源頼朝袖判御教書」(個人蔵)や、元暦二年に比定される七月二十二日付の「源頼朝袖判御教書」(東京国立博物館所蔵)と比較しても、「廣元」の「元」の三画目が縦に落ちる形や、「黄」の最終画が横に扁平する形、「廣」に比して「元」の字が小さく書かれるバランスなど、全体を通じて非常に近似しており、同筆と認められる。よって「廣元」の署名をもつ二通の書状は、広元の自筆であると考えられる。そして署名はないものの、第三紙裏の追而書も他の自筆書状と同じ筆致であり、後述するように内容の一致も見られることから、これらの三通は『叢刊』の解題で示されたように、大江広元自筆書状であることが確認できる。

続いてその内容を見ていきたい。

日王苑寺十二箇条起請 九条家本 宮内庁書陵部所蔵

文書名	差出	宛所	紙数
1 大江広元書状	広元	中民部大夫殿	第一紙・第二紙
2 大江広元書状追而書			第三紙
3 大江広元書状	広元		第四紙
4 仏事勸進注文断簡			第五紙・第六紙
5 撰津守藤原行房請文	撰津守行房		第七紙
6 皇太后宮権大属某請文	皇太后宮権大属□□	中民部大夫殿	第八紙
7 某書状	陽□		第九紙

※表中は常用漢字

史料1 大江広元書状（第一紙至第二紙裏）⁽¹⁴⁾

御訴事、先日一々申上候了、而昨日重申上候之処、皇后宮御季主殿寮納物、兼又近江国押立保所当、自今年秋之比、可致沙汰之由御定候也、其外所々事、不及御進止、如此之事可令申院給、就中其身奉公之者歟、何強企遠行哉、凡非此一事、天下之訴訟・世間之政務、併法皇御沙汰也、輒不可執申之由、去比令言上了、此上勿論之由所存也、然者可令返上文書等之由候、昼方可被出候也、恐々謹言、

四月廿一日

広元

中民部大夫殿

史料2 大江広元書状追而書（第三紙裏）⁽¹⁵⁾

^(編纂)
「因幡守□」

私申、

御遠行之間、御訴訟事如此給候へ者、誠以不便に候、大蔵卿殿の御返事早可令申進候、諸人之訴訟、皆如此候也云々、

史料3 大江広元書状（第四紙裏）⁽¹⁶⁾

大蔵卿殿御返事令申進候、

小嶋庄事、度々令申驚候之処、当時無御裁許候之也、此条私之遺恨と思給

候者也、為之如何、恐々謹言、

四月廿八日

広元

史料1は、皇后宮御季主殿寮納物と近江国押立保の所当についての「御定」と、「其外所々事」については「御進止」の範疇にないことを伝える書状である。結局「其外所々事」については、取り次がれることなく文書が返上されている。差出は大江広元で、宛所が「中民部大夫」である。

さて、ここで御訴の対象となっている主殿寮納物及び押立保について確認し

ておきたい。主殿寮納物は国毎に年別油・大糧米・仕庁などが充てられ、一部の国には便補保が置かれていた。押立保は近江国に設置されていた主殿寮の便補保であった。文治六年（一一九〇）の「主殿寮年預伴守方解案」⁽¹⁷⁾の近江国にみえる押立郷がそれである。⁽¹⁸⁾つまり中民部大夫は、皇后宮御季主殿寮納物と近江国押立保の所当が納められないこと、及び何かしらの条々を広元に対し訴え出たということになる。広元がこれを「申上」た結果、その年の秋頃から所当が納入されるように差配しようという「御定」があったと中民部大夫に伝えていたのである。広元が「申上」をし、「御定」を行った人物とは、源頼朝をおいて他は考えられないだろう。

では、これらの訴えを行った中民部大夫とはいかなる人物であろうか。それを知る手掛かりが次の史料である。

度々所申上候寮年預事、基方本自带〔宣旨候之上〕、尤当其仁候之旨、所訴〔申〕之、随彼〔守方者〕合意平家、洛中賢愚鎮申送息男俊重之許之由、其聞頭〔然歟、須被〕処罪科候之処、還奪他人所帯、任温職〔候〕之段、尤無其謂候、若基方被還任候之時、公役致如在候者、其时被補任□□何事候哉者、以此旨可然之様、可令申給候、景時恐惶□□、

^(元暦元年)
二月廿九日

梶原
平 在判

進上 中〔民部〕大夫殿

※〔 〕無は他の案で補った箇所

右は元暦元年に比定されている二月二十九日付の梶原景時書状案である。⁽¹⁹⁾この書状の内容は、伴基方と伴守方との間で争われた主殿寮幔所年預の相論に対する判断を、梶原景時が中民部大夫に伝えたものである。梶原景時は、伴守方が平家に合意していたことを理由に、「還奪他人所帯、任温職〔候〕之段、尤無

其謂候、⁽²⁰⁾と評し、伴基方の還任を推している。また元暦元年の十三日付の梶原景時書状案では、鎌倉側の対応がより詳細に記される。これによれば、源義経のもとで二人の理非を問うたものの、「当時公人候之故、所相待鎌倉殿御上洛候也、⁽²¹⁾」として判断が保留されているのである。この相論は、守方が平家方であったという理由から義経のもとに持ち込まれ、基方を年預とする方針は示したものの、「公人」であることを理由に、最終的な決定は頼朝の上洛を待つとの判断が下されたと理解できよう。この相論の朝廷側の窓口が、書状宛所の「中民部大夫」であったと考えられる。

この一件に関連する史料として、次の書状がある。

主殿寮年預事、公人等訴於公庭可被対決事候、随て本自為頭弁殿御奉行、御沙汰事也、就中此事大事候、尤可為職事御沙汰候也、仍度々其由候事也、可令申頭弁殿給候、恐々謹言、

二月十三日

散位知義

右の史料は、主殿寮年預の相論について差配する「散位知義」の書状で、先の相論の⁽²²⁾関係資料である。年預が「公人」であるから「公庭」で取り扱うこと、さらに頭弁藤原光雅が御奉行であるから、光雅に申し上げるよう「散位知義」が伝えている。ここで言う「公人」は、「公庭」と対応する文脈の中で使われていることから、朝廷側の人という意味になろう。また知義の書状は、先の梶原景時書状案の判断を受けたものと推測され、相論の方針を当人達に伝える書状であることがわかる。二通を合わせて考えると、差出の「散位知義」と梶原景時書状の「中民部大夫」は同一人物と考えて差し支えないだろう。この知義なる人物は、『後白河院北面歴名』⁽²³⁾に「中原知義（民部）」と記されるその人と考えられる。

次に史料1から3の年次比定を試みたい。いずれも大江広元自筆であり、四

月二十一日付と四月二十八日付と日付が近いこと、「遠行」や「大蔵卿殿御返事」など共通する内容を含んでいることから、およそ同じ時期に記されたものと考えられる。『叢刊』では元暦二年頃のものと考えられており、その根拠となっているのが、史料2の端裏書である。表の紙継部分に残る墨書をみると「因幡守□」と見える。広元は元暦元年九月十七日に因幡守となり、翌二年の六月二十九日に辞していることから、この間の可能性が高い。また仮に、紙の上部が裁断されていて、「前因幡守」であった場合には、広元が因幡守となった元暦二年（一一八五）六月以降と考えることができるだろう。

次に、当紙背文書群の全容を把握するため、他の史料を確認したい。まず第七紙裏の撰津守藤原行房請文を検討する。⁽²⁵⁾差出の藤原行房は、元暦元年四月二日に撰津守に補任されていることから、⁽²⁶⁾当請文はそれ以降のものとして確認できる。皇后宮職仕所の折紙を預かったため、早く撰津国の在庁に尋ね、言上する⁽²⁷⁾という内容である。撰津国は元暦年間当時、後白河院の分国であった。また行房自身も院近臣であろうか。先述した文治六年（一一九〇）の「主殿寮年預伴守方解案」⁽²⁸⁾を確認すると、撰津国には「内裏并方々御折用途料」として「年別箒藁三百七十、井杓十五枚、汲部十九口」が課されていたことが確認できる。当史料のみでは詳細を明らかにし得ないが、これらの賦課が論点となっていた可能性も考えられよう。

続いて第八紙裏の請文は、皇太后宮権大属某から「中民部大夫殿」へ、つまり史料1と同じく中原知義に宛てられたものである。⁽²⁹⁾ここには周防国吉書を進上する旨、国判を給わりたい旨が記されている。⁽³⁰⁾「令披露給候」とあることから、中原知義個人に宛てられたものではなく、中原知義が窓口となって受け取ったものと考えられる。「吉書」や「国判」と言った言葉が見えることから、周防国の知行主に対して書かれたものであろう。当該期の知行国主および国

守を確認すると、養和元年（一一八一）三月二十六日から元暦二年（一一八五）六月十日までの国守は藤原定輔である⁽³¹⁾。また治承四年（一一八〇）六月頃に知行国主であった藤原邦綱は、養和元年閏二月二十三日に死去しているから、邦綱の死去による国主・国守の交替があったと考えられる。先の定輔の国守補任は、この国主交替によるものである。とするならば、後任者の国主の候補には、養和元年三月に国主としてみえる定輔の父藤原親信が挙げられよう⁽³³⁾。藤原定輔の在任期間中は、知行国主親信と国守定輔の間で国務が行われていたと考えられる。その後、後白河院の勅願によって東大寺再建の議が起り、文治二年（一一八六）三月二十三日に周防国は造宮料国となる。寺院の知行国となる先例がなかったため、国守には藤原公基が留任したが、『玉葉』の同年四月十三日条によれば、公基の父藤原実教が知行していたという⁽³⁴⁾。また年次は不明ながら、『周防国吏務代々過現名帳』⁽³⁵⁾には「周防国吏務過現交名之次第」として、後白河院の名に続いて「高少納言」の名がみえるが、これは同じく院近臣であった高階泰経であろう。また「高少納言」に続いて記される「信濃中将」が藤原実教であろうか。いずれも後白河院の近臣が歴任しており、周防国は後白河院の分国の性格を帯びた国であったと考えられる。橋本義彦氏は、当該期の院分国について、公卿の知行国であるにも関わらず、知行国のまま院分国となっている事例があること、さらに分国主と知行国主の間には親近な関係があることが多かったという点を明らかにしている⁽³⁶⁾。周防国の場合も、後白河院の分国としての性格が強く、院近臣が知行国主になることよって運営されていたと考えられる。よって当史料は周防国が造宮料国となる文治二年（一一八六）三月二十三日以前のものと考えられる。

次に第五紙至第六紙裏の仏事勸進注文断簡について検討する。御供花念仏と

は、『心記』に「恒例御供花也、余参入、用黒布衣（中略）御供花之間」⁽³⁷⁾と書かれている後白河院の恒例行事のことであろう⁽³⁸⁾。また注文に次衆として列記されている人物を確認すると、後白河院の近臣と目される人物が多く見られる。『心記』の著者藤原定能も注文に名前があるが、同じく後白河院の近臣である。また『叢刊』で指摘されている通り、人名の位階から、当注文は元暦二年（一一八五）正月から文治三年十一月までと確認できる⁽³⁹⁾。

これらの史料を一覧すると、

・大江広元書状（史料1から3）

元暦二年（一一八五）以降の四月

・撰津守藤原行房請文

元暦元年（一一八四）以降の十一月二十九日

・皇太后宮権大属某請文

文治二年（一一八六）三月二十三日以前

・仏事勸進注文断簡

元暦二年（一一八五）正月から文治三年（一一八七）十一月まで

の年次であることが確認できる。いずれもそう違わない時期に書かれたものであると推測される。さらに、表の末尾に「文治二年 八月十七日書了、」とあることを先述したが、紙背文書の年次がこれを超えないことから、文治二年八月を年次の上限と考えて差し支えないだろう⁽⁴⁰⁾。よって全ての史料の年次を含む、元暦二年の前後に作成された文書のまとまりである可能性が考えられよう。また先の史料1から3と「皇太后宮権大属某請文」は、内容を異にするものの、いずれも中原知義に宛てられている。よって九条家本『日王苑寺十二箇条起請』は知義のもとに集積した文書を利用して書かれたものと考えられる。

2、中原知義と大江広元

では中原知義とはどのような人物であったのか。まず史料1から3の内容を今一度確認したい。広元は知義に対し「就中其身奉公之者歟、何強企遠行哉」と伝えている。つまり院に奉公する者であるにも関わらず何故「遠行」を企てたのかと述べているのである。そのことは第三紙裏の大江広元追而書にも記される。この遠行とは何処を指しているのだろうか。この文脈では、「本来ならばこのような訴えは院に対して行うもので、中原知義が院に奉公する身なのであるからなおさらのことである。それなのに何故強いて遠行を行うのか」と読める。また先述したように、広元がこの一件を「申上」「執申」をしている対象は、鎌倉の源頼朝と考えられる。よって中原知義は、鎌倉へ「遠行」し、広元を介して頼朝に申し入れることを意図していたのではないだろうか。

先述した元暦元年（一一八四）の主殿寮の相論では、当事者が「公人」であることを理由に、「最終的な判断は頼朝が上洛した際に行う」という判断が下された。朝廷が関わる相論について、頼朝がどこまで介入するのか、元暦元年段階では未確定であったのだろう。少なくとも義経や景時はその方針を承知していなかったということになる。当時の時代背景を踏まえれば、このような鎌倉と朝廷を跨ぐような事案が多発していたことは想像に難くない。しかしながら、元暦元年段階ではこれに十分に対応できるような体制にはなっていないかったと想定されるのである。それを知義は当事者として、身をもって経験したはずである。さらに想像をたくましくすれば、その経験をもとに直接鎌倉へ訴えるという判断を下した可能性も考えられるのではないだろうか。

知義は皇后宮御季主殿寮納物や近江国押立保所当以外の訴訟も申し入れていたと考えられる。しかしこれらが知義個人の権益に関わる事案であったとは考えにくく、なんらかの窓口として活動していたと考えられる。例えば、先の

元暦元年の主殿寮年預の相論についても、梶原景時から書状を受け取り、それを差配したのは知義であった。これも鎌倉と朝廷の交渉において、知義が窓口の役割を担っていたことを示すものである。

後白河院政期の院・天皇・摂関の連絡調整については下郡剛氏が詳細な検討を加えている⁽⁴¹⁾。氏の論究によれば、恒常的に奉行しているのが蔵人である一方、人事や源頼朝に関する案件については、院近習が連絡調整を行っているという。先の史料1から3を見ると、知義が「大蔵卿御返事」を広元に取り次いでいる様子が窺える。史料2から3が元暦二年であるとすると、大蔵卿はまさに連絡調整に奔走していた高階泰経ということになる⁽⁴²⁾。高階泰経と頼朝の間で交わされる交渉の水面下で、知義と広元によって実務レベルでの連絡調整が行われていたと考えられよう。

またその他の紙背文書についても、後白河院の御供花の関係資料、後白河院の分国であった摂津国や周防国の関係資料など、その多くは後白河院周辺での活動と理解することができる。また皇后宮職に関わる事案とも考えられるが、当時の皇后宮は後白河院第一皇女の亮子内親王であり、皇后宮亮は高階泰経や藤原光頼が歴任していた。よって院周辺と皇后職の人的な基盤は共通するものであったと考えられる。

知義が朝廷側の窓口となる一方、頼朝側の窓口となっていたのが大江広元であった。広元は周知の通り、鎌倉に下る以前は文官官僚として、朝廷社会で活動していた。嘉応二年（一一七〇）十二月五日には権少外記、承安元年（一一七一）には少外記となるなど、順調なキャリアを積むとともに、外記として右大臣兼実の元を訪れ指示を仰ぐなどの職務も遂行していた⁽⁴³⁾。また広元自身も後白河院近臣の縁に連なる人物であった⁽⁴⁴⁾。広元の兄弟関係にあたる中原親能の実父は院近臣の藤原光能とされている他、『後白河院北面歴名』にもその名が

見える。このような活動を通じて、特に後白河院を取り巻く人々の機微や人事、朝廷行事の実務能力を十分に獲得していったのである。そして承安三年に巡年の爵によって外記職を去り、従五位下となる。さらに寿永二年（一一八三）四月九日には従五位上となつてのことから、ここまでは朝廷に出仕していた可能性がある。広元は元暦元年の三月までには鎌倉に行つていたと考えられ、史料1から3の時点では鎌倉で活動していた。

一方の中原知義も「民部大夫」を名乗つてのことから、いずれかの時期に巡爵によって民部丞を去り、従五位下となつて活動していったと思われる。彼らのような下級官人が、巡爵によって職を去り、新たな活動を求めるケースは多かった。地方では彼らの公文の能力が買われ、目代として国衙の経営にあつてたことが指摘されている。彼らが求める新たな「活動の場」の一つが鎌倉だったのである。⁽⁴⁶⁾

鎌倉にはいわゆる「馴京都之輩」といわれた武士達や、頼朝の拳兵以来仕えるようになった文士達が多かったが、朝廷に仕えた経験をもち、実務キャリアを積み、巡爵によって職を去った上、院近臣の事情を知る広元のような人物は、公武関係において一線を画す存在であつたと考えられる。⁽⁴⁷⁾

3、元暦年間の公武交渉と大江広元の位置付け — 元暦元年 —

当該期の公武関係は、寿永二年の十月宣旨（一一八三）、壇ノ浦の合戦の戦後処理、文治元年（一一八五）の守護・地頭の設置、頼朝の上洛、建久年間の大姫入内問題など、幕府成立までの重要な諸段階として評価され、多くの論点が見いだされている。本章では特に、大江広元が鎌倉に下向する元暦年間を中心に公武関係を整理し、先の紙背文書の内容を確認していきたい。また大江広元については、京都での外記の経験を活かして鎌倉幕府内で重用

されていくこと、文治元年十一月の守護地頭の設置への関与、建久年間ごろの公武交渉や源通親との関係などにおいて検討されるものの、それ以前の元暦年間については、詳細に触れられていない。しかしその空白時期は、当紙背文書によって補うことが可能である。よつて本章では、元暦年間の公武関係の展開の中に、広元の活動を位置付けていきたい。

元暦元年（一一八四）の一月二十日に源義仲を討ち、同年二月七日に一ノ谷の戦いで勝利すると、頼朝の代官として上洛していた中原親能は、二月十六日に院の御使として鎌倉へ下向した。⁽⁴⁸⁾ さらに二月十九日には、寺社・院宮所司及び人領に対する武士の横領を頼朝が調査するよう命じる宣旨が、二月二十二日には国司に対して兵糧米の賦課を停止するよう命じる宣旨が発給され、合戦後の頼朝の役割が示されている。⁽⁵⁰⁾ これに対し、頼朝は二月二十五日に朝務の事についての四箇条を高階泰経のもとに送っている。⁽⁵¹⁾

またこれとは別に、源頼朝が後白河院に奏上した内容の一部が『玉葉』に書き残されている。⁽⁵²⁾

廿三日、（壬子）、天晴、光長告送云、広季只今入来云、頼朝奏条々事於院、其中下官可為摂政・藤氏長者之由令了之由、自広季元之許（⁽⁴⁹⁾）広季男也、所告送也云々、即其正文可経御覧之由、広季令申云々、当时撰政若可有其恩者、只賜一州可足云々、件状加一見返遣了、件脚力去十九日到来、頼朝奏院之状、即広元執筆付泰経卿云々、

九条家の家司藤原光長が伝えてきたのは、中原広季のもとに広元からとどいた書状が届いたという内容であつた。そこには、頼朝が後白河院に奏上した条々の中に、兼実を撰政・藤氏長者に推挙したという内容が書かれていたという。またこの奏状は、広元が執筆し、高階泰経に送つたものであつた。先行研究で指摘されている通り、広元が鎌倉で活動していることがわかる史料

の初見である⁽⁵³⁾。さらに翌月七日、源雅頼からもたらされた話によって、兼実は広季の情報が信頼できるものであったことを知る。七日の情報の主は平頼盛の後見史大夫清業で、奏状は、鶴岡八幡宮で祈念した後、頼朝が広元に書かせたものであるという内容であった。平頼盛は前年の十一月には鎌倉に下っており、⁽⁵⁴⁾元暦元年の六月まで滞在していた⁽⁵⁵⁾。上杉和彦氏は、この時の広元の立場が右筆に留まるものではなく、語句や内容の助言まで含まれていた可能性を指摘するが、⁽⁵⁶⁾その可能性は高いように思われる。

またここで注目すべきは、奏状の情報伝達ルートである。広元によって執筆された頼朝の奏状は、高階泰経を介して後白河院へ奏上された。その一方で広元は、父広季に対し書状を送りその内容を伝えてきた。そして後者の情報が兼実の元へもたらされるのである。前者は高階泰経を介した常のルートであったが、後者は個人的な繋がりに基づく情報伝達である。広元はこの情報が当人の兼実に伝わることを想定して父に書状を送ったのではないだろうか。公武の駆け引きの中で、デリケートな情報をどのルートで誰に対して伝えるかは、京都の情勢を具に知っている広元だからこそできた判断であっただろう。またこの案件は、所領や治安維持等の内乱後の諸問題とは性格を異にする、朝廷の人事の問題である。所領や治安の差配も重要な公武交渉の一環であることに変わりはないが、朝廷の人事の問題となると、それは全く別次元の話である。このような交渉が可能となったのは、広元が鎌倉に下向したこともその一因であると考えられる。

一方で、京都に留まり戦後処理を任されていたのは源義経と梶原景時であった。先の主殿領年預の相論は丁度この時期のものである。鎌倉軍の問題のみならず、京都側からも様々な要求が持ち込まれたことだろう。特に問題であったのが鎌倉と朝廷を跨ぐような案件であった。この時点では明確な方針

が決まっていなかったため判断ができず、故に「頼朝の上洛」が期待されていたのである。『玉葉』元暦元年二月十六日条には、源雅頼より、四月に頼朝の上洛が行われるだろうとの情報が入ってきていることを示す記述がある。源雅頼の情報源は中原親能であったであろうから、少なくとも京都にいる鎌倉軍は、頼朝の上洛を想定していたと考えられる。しかし実際には上洛が行われることはなかった。二月から三月の公武交渉の中で、段階的に両者の領分が決められていったが、所領問題などの訴訟ルートや、朝廷と鎌倉それぞれに分担、基本方針などは未確定の段階にあったと考えられる。

以上のように、義仲の追討、一ノ谷の合戦を経て公武関係は新たな段階へと入っていった。合戦後の度重なる公武交渉は、これまでになく高度な判断を要求されるものとなったであろう。そのような時期に広元は鎌倉に下向したのである。これにより、頼朝は朝廷の機微をよく知り、複数の人脈を持つ人物を傍に置くことに成功した。また広元に限らず、三善康信や二階堂行政など、この時期に鎌倉に下った人々の影響も大きいだろう。

4、元暦年間の公武交渉と大江広元の位置付け —元暦二年—

それから約一年後の元暦二年（一一八五）三月二十四日、壇ノ浦の合戦で平氏一門は滅亡した。その噂が京都の兼実のもとに届いたのは三日後の二十七日、⁽⁵⁷⁾正式に後白河院のもとに言上されたのは四月四日のことであった。一方、その知らせが鎌倉に届いたのは、源頼朝が父義朝の菩提を弔うために建設を進めていた勝長寿院の立柱の儀式の最中であつたと『吾妻鏡』は記す。十四日には高階泰経の使が鎌倉に到着し、後白河院の賛辞を頼朝に伝えた。また二十六日条には武士達の乱暴を停止させるために畿内近国に置かれた景時と土肥実平の代官が不法な行為を行っているとの訴えが出されている。この時期の京都や畿

内は混乱を極め、朝廷を巻き込む武士の違乱も多く発生していたため、その調定が頼朝に課された課題の一つであった⁽⁵⁹⁾。

さて、史料1から3を元暦二年（一一八五）四月のものとは比定した場合、まさにこの時期の史料ということになる。史料1の大江広元自筆書状は四月二十一日付であるが、冒頭に「先日一々申上候了、而昨日重申上候之処」とあることから、知義が訴えを広元に伝えてきたのはこれより少し前のことと考えられる。またこの時、広元は「大蔵卿殿の御返事」を受け取っている。先の四月十四日の高階泰経の使いと直接的に結びつけることは根拠に欠けるが、知義もまた同じ時期に京都を離れたのではないか。高階泰経の返事が訴訟に関わるものであるか、別途公武交渉を目的としたものであったかはわからないが、頼朝と泰経の間の交渉において、広元と知義が窓口の一つとなっていることは読み取れるだろう。

また皇后宮御季主殿寮納物と近江国押立保所当問題の原因は、単なる近江守の怠慢によるところではなく、内乱の中の畿内近国の混乱状態にあると考えられる。書状に「自今年秋之比、可致沙汰之由御定候也、」とあることがその根拠となろう。三月に戦乱が終わり平時に戻れば、秋には収穫と収納が見込まれるからである。そこで再び文治六年（一一九〇）の「主殿寮年預伴守方解案」を見てみたい。

右、件国々々々済否事、大概注進之、抑自去治承二年迄于去元暦元年之比、永无弃济国之間、両度大嘗会・内侍所御燈・内裏日貢・陣頭常燈・年中行事神事仏事以下用途料油等、一事無懈怠励勤了、於彼比者、他司之勤、各以令断絶了、文治以後、天下落居之処、彼国々々之受領、永忘弃济之心了、ここには主殿寮の諸国納物や便補保の所当について、当該期の状況が記されている。治承二年から治承寿永の内乱が終わるまで国々は弃済が出来ない状態に

あった。しかし文治以後、つまり壇ノ浦の合戦後は平時に戻ったため、本来であれば受領等による収納が行われるべきであるのに、それが滞っていると解釈できる。伴守方の主張と、史料1の「自今年秋之比、可致沙汰之由御定候也、」という頼朝の「御定」の内容を合わせて考えると、元暦二年の秋には平時に戻し、受領による収納を再開するという頼朝の方針があったことが伺えるのではないだろうか。

またこの時期の政治姿勢として注目すべきは史料1の「凡非此一事、天下之訴訟・世間之政務、併法皇御沙汰也、輒不可執申之由、去比令言上了、」という最後の文言である。これは「其外所々事」は頼朝が処理する範疇にはないこと、院の沙汰として行われるべき事案であることを強く主張する内容である。従来の研究により、頼朝は西国の本所間の相論には消極的であり、公武間の権限を厳密に区分していたことが知られている。また『吾妻鏡』をみても、畿内近国のことは院宣に基づいて訴訟を扱っていることがわかるため、頼朝の基本姿勢であったと考えられる。一方で林讓氏は、寿永年間の本所間の相論に頼朝が介入していたことを指摘する⁽⁶¹⁾。また先の主殿寮年預の相論についても、「公人」であることを理由に頼朝の上落を待つ方針が示されていることを確認した。よって少なくとも元暦元年頃までは、公武権限の境界線が定まっていなかったと考えられるが、史料1の元暦二年の段階では「天下之訴訟・世間之政務、併法皇御沙汰也」と記しているように、頼朝によって公武関係の方針が厳格化されていることがわかる。

以上、元暦元年の一ノ谷の合戦後と、元暦二年の壇ノ浦の合戦後の公武関係を比較すると、権限の分化が進んでいることが確認できた。後の鎌倉幕府の公武関係の基本方針が、次第に規定化しつつあったことがうかがわれよう。そして、広元が知義に対して発した「就中其身奉公之者歟、何強企遠行哉」という

表現に見られるように、公武関係の権限を頼朝のもとで厳密に示し、実行したのが広元だったのである。またこの時期、院との交渉においては、頼朝と泰経が交渉を行っていたが、その元で広元や知義のような人物が窓口となつて活動していたことが確認できる。史料1から3に見える広元と知義の窓口交渉は、後白河院政における知義の立場や事情を認識しているからこそそのものであると考えられる。

おわりに

九条家本『日王苑寺十二箇条起請』の紙背文書から、元暦年間の公武関係を検討した。従来大江広元の活動は、文治の守護地頭の設置や、建久年間の公武交渉において評価されてきたが、元暦年間にもその活動を見ることができた。元暦年間は治承寿永の内乱の戦時から平時に移行する時期にあたり、公武関係もそれまで以上に難しい対応が求められた。その中で広元は後白河院周辺や兼実周辺の人的な繋がりを駆使し、京都側の人的な機微を見ながら、鎌倉の窓口として活動していたのである。またこの時期、京都と頼朝との間で権限の分化が進められたが、その背景にも広元のような存在が大きく関わっていたと考えられよう。

この元暦二年(一一八五)の秋、頼朝は公武交渉において更なる曲面を迎える。十月に頼朝追討の院宣が出され、治承寿永の内乱後の大きな難関に直面するのである。それに対し頼朝がとつた行動は、守護地頭の設置の要求と、いわゆる「廟堂改革」であった。もとより守護地頭の設置における広元の評価には諸説あるが、ここで重視したいのは後者の「廟堂改革」である。上横手雅敬氏は消極策としながらも、その中に政治家頼朝の読みの深さをみている。⁽⁶³⁾すでに元暦二年の時点で頼朝が兼実を推挙した背景に広元の存在があったことを示

したが、この時点でも大江広元の考えや人脈が十分に反映されているのではないかと考えられる。

【註】

- (1) 『吾妻鏡』貞永元年十二月五日条
- (2) 大江広元の研究については枚挙に遑が無い。石井進「鎌倉幕府と大江広元」『右井進著作集第五巻 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年)、上杉和彦『大江広元』(吉川弘文館、二〇〇五年)、佐藤雄基「大江広元と三善康信(善信)―京・鎌倉をむすぶ文士のつながり―」(平雅行編『公武権力の変容と仏教界(中世の人物) 京・鎌倉の時代編第三巻』)清文堂、二〇一四年)等
- (3) 藤原重雄・末柄豊「東京大学史料編纂所蔵『和歌真字序集(扶桑古文集)』紙背文書」『東京大学史料編纂所研究紀要』第一七号、二〇〇七年)、五味文彦「和歌史と歴史学―和歌序集『扶桑古文集』を素材に―」『明月記研究』九、二〇〇五年) 同「縁に見る朝幕関係」『明月記研究』五、二〇〇〇年)
- (4) 上横手雅敬「鎌倉時代政治史研究」(吉川弘文館、一九九一年)、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係―建久年間を注進に―」『史林』五四(六)、一九七一年)、佐伯智広「一条能保と鎌倉初期公武関係」『古代文化』五六四、二〇〇六年)等
- (5) 川合康『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館、二〇〇九年)
- (6) 高橋典幸「鎌倉幕府と朝幕関係」『日本史研究』六九五、二〇二〇年)
- (7) 目崎徳衛「鎌倉幕府草創期の吏僚について」『三浦古文化』一五号、一九七四年)、五味文彦『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九四年)、北爪真佐夫『文士と御家人―中世国家と幕府の吏僚―』(青史出版、二〇〇二年)、岩田慎平「京都から鎌倉に集う人びと」『研究紀要(宗教・文化研究所)』二九、二〇一六年)等
- (8) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』(一九七〇年) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集 中右記部類外』(二〇二〇年)
- (9) これらの資料画像は「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」において、裏表共に画像公開されている(<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/>)。
- (10) (元暦二年カ) 四月二十一日「大江広元書状」(宮内庁書陵部編『図書寮叢

- 刊 九条家本紙背文書集 中右記部類外』二九九号文書)
- (11) (元暦二年カ) 四月二十八日「大江広元書状」(宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集 中右記部類外』三〇一号文書)
- (12) 林譲「大江広元とその筆跡」(湯山賢一編『文化財と古文書学 筆跡論』勉誠出版、二〇〇九年)
- (13) (元暦二年カ) 四月二十八日「大江広元書状追而書」(宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集 中右記部類外』三〇〇号文書)
- (14) 註10 参照
- (15) 註13 参照
- (16) 註11 参照
- (17) 文治六年(一一九〇) 四月日「主殿寮年預伴守方解案」(『図書寮叢刊 壬生家文書』二卷、二六八号文書)。勝山清次氏は、主殿寮領便補保については、文治六年の時点で立保されていた五ヶ所の内、二ヶ所は前年に建立されたばかりで、地頭や他権門に横領を受けているものもあり、この段階では寮領として確立していなかったとする(「便補保の成立について」『納官済物』納入制度の変遷)、『史林』五九(六)、一九七六年)。
- (18) この押立郷については、同史料に「自鎌倉被成地頭之間、米已未済、」とあり、文治六年当時には、地頭が設置され、未済となっていたことが確認できる。これらの主殿寮の納物に、皇后宮御季納物が設定されていたのだろう。
- (19) (元暦元年) 二月二十九日「梶原景時書状案」(『図書寮叢刊 壬生家文書』三卷、六二八号文書)
- (20) 伊藤一美「鎌倉御家人梶原景時の立場」(『金沢文庫研究』二八八、一九九二年)、滑川敦子「和田義盛と梶原景時―鎌倉幕府侍所成立の立役者たち―」(『治承文治の内乱と鎌倉幕府の成立(中世の人物 京・鎌倉の時代編 第二卷)』清文堂、二〇〇四年)。この相論に梶原景時が関わった背景には、守方が平氏方であったことが考えられよう。つまり、梶原景時が窓口となって鎌倉方が相論に関与することになったと考えられるのである。
- (21) 元暦元年□月十三日「梶原景時書状案」(『図書寮叢刊 壬生家文書』三卷、六二八号文書)
- (22) (元暦元年) 二月十三日「散位知義書状案」(『図書寮叢刊 壬生家文書』三卷、六二七号文書)
- (23) 『後白河院北面歴名』(小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―」後白河院北面歴名」の出現―『小松茂美著作集二〇』旺文社、一九九八年)
- (24) 『山槐記』元暦元年九月十八日条。なお、上杉和彦氏は因幡守任官の背景に、知行国主である源通親の推挙があった可能性を指摘している。
- (25) 十一月廿九日「撰津守藤原行房請文」(『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集中右記部類外』三〇三号文書)
- (26) 『吉記』元暦元年四月二日条
- (27) 『玉葉』寿永元年七月二十四日条
- (28) 註17 参照
- (29) 正月三日「皇太后宮権大属請文」(『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集中右記部類外』三〇三号文書)
- (30) 院政期の国判については、五味文彦氏『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四年)で詳細な検討がなされている。
- (31) 『公卿補任』建久二年項
- (32) 『源平盛衰記』福原京事項
- (33) 『吉記』養和元年三月二十六日条
- (34) 『玉葉』文治二年四月十三日条
- (35) 『周防国吏務代々過現名帳』(『山口県史』史料編 中世1)
- (36) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)
- (37) 『心記』建久三年五月十五日条
- (38) また『仲資王記』の建永元年五月十八日条にも、六条殿で恒例の御供花があり、自身は申刻に参勤したことが書き記されている。
- (39) 『叢刊』では、藤原親能が従四位下に昇った元暦二年正月から、源雅賢が公卿になる文治三年十一月までとしている。
- (40) 文治二年のものであるとした場合、破棄されてから紙背文書として再利用されるまでの期間が短いように思われる。
- (41) 下郡剛『後白河院政の研究』(吉川弘文館、一九九九年)
- (42) また仮に端裏書が「□(前) 因幡守」で文治二年と考えられる場合は、大藏卿が藤原宗頼に比定される。藤原宗頼は光雅の兄弟で、光雅が後白河院のもとで活躍する一方、不遇の時代を過ごした。後に『玉葉』文治元年十二月二十九日条に「大藏卿宗頼初参」とあり、この時に九条家に仕えるようになったと考えられている。才幹優長、心操穩便の人でありながら頭官に漏れていたが、頼朝の推挙によって大藏卿に任じられたと記される。宗頼の妻は文治二年二月四

日に兼実の子良輔の乳母となっている。当紙背文書が九条家本として伝わった背景には、院近臣や摂関家間での人の動きも想定する必要があるだろう。

(43) 詳細は上杉和彦『大江広元』(吉川弘文館、二〇〇五年) 参照

(44) 野口実『中世東国武士団の研究』(高科書店、一九九四年)、岩田慎平「京都から鎌倉に集う人びと」(『研究紀要(宗教・文化研究所)』二九、二〇一六年)

(45) 『玉葉』元暦元年三月二十三日条。上杉和彦『大江広元』(吉川弘文館、二〇〇五年)、高橋秀樹『玉葉精説 元暦元年記』(和泉書院、二〇一三年) 注釈参照

(46) 五味文彦『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九四年)

(47) 元暦元年に鎌倉側の窓口となっていた梶原景時も、徳大寺家に仕えた経験から文化的な素養も高く、京都に慣れ親しんだ人であったことが指摘されているが、対朝廷という点においては、時期的な段階を加味するとしても、その差は歴然としていると言わざるを得ないだろう。

(48) 『玉葉』元暦元年二月十六日条。広元の兄弟である中原親能は、『玉葉』元暦元年二月十六日条の中で「次官親能為院御使下向東国」と書かれる。親能は、前年から「頼朝代官」として上洛し、藤原雅頼亭を宿所としていた。親能は雅頼の「家臣」であり、「頼朝知音」であったという。高橋秀樹氏は、頼朝の代官であり院のお使いである親能の両属性を指摘する(註45)。また大江広元が源頼朝の元へ下った背景に、中原親能の存在のあったことが通説的な理解となっている。

(49) 『吾妻鏡』によれば二月十八日付の宣旨が出され、武士の狼藉停止や、武士の行為が原因である場合は源頼朝が調査し朝廷に連絡するよう命じられている。

(50) 『玉葉』元暦元年二月二十三日条

(51) 『吾妻鏡』元暦元年二月二十五日条

(52) 『玉葉』元暦元年三月二十三日条

(53) 『吾妻鏡』の初見は、元暦元年六月一日条で、鎌倉にいた平頼盛帰洛の宴会が行われた際の記事である。

(54) 『玉葉』寿永二年十一月六日条

(55) 『吾妻鏡』元暦元年五月二十一日条。帰洛の際に宴会が開かれ、大江広元を含む「馴京都之人」が集まっていた。この一連の情報の中で広元の存在が敢えて語られているところが重要である。

(56) 註43 参照

(57) 『玉葉』元暦二年三月二十七日条

(58) 『玉葉』元暦二年四月四日条、『吾妻鏡』同日条

(59) 『吾妻鏡』元暦二年五月十九日条にみえるように、これらは基本的に院への伺いを前提に判断が行われた。

(60) 『吾妻鏡』元暦二年五月十九日条

(61) 註12 論文、同「源頼朝文書第一筆蹟について―筆蹟研究の可能性―」(『鎌倉遺文研究』一三三、二〇〇九年)

(62) 上横手雅敬『日本中世政治史研究』(塙書房、一九七〇年)

(63) 清盛や義仲が多くの院近臣を解官したのに比して、頼朝追討宣旨に直接関わった人や義経を支援した人など、極限られた人々を処罰した穏便なものであって、院政を牽制しながらも、後白河院政を比定するものではなかったことが指摘されている。美川圭『院政の研究』(臨川書店、一九九六年)、元木康雄「源頼朝―天下草創の光と影」(『治承く文治の内乱と鎌倉幕府の成立(中世の人物)』(京・鎌倉の時代編 第二巻)『清文堂、二〇〇四年)等